

仕様書

1 案件名称

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）地下貯蔵タンク電気式液面計取替修繕委託

2 業務内容

本市施設である阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）の地下貯蔵タンクに設置する電気式液面計が経年劣化等により、正常値を示さない状態が生じているため、修繕を行う。

3 履行場所

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）
大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-13-23

4 履行期限

令和 8 年 2 月 27 日（金）

5 修繕内容 下記製品の取替修繕を行う

発信部 1 台

指示計 1 台

製品仕様 株式会社工技研究所（株式会社ユーギケン）

発信部 ELM-2A1-4100

指示計 DL-41 型

製番 64M0252

6 特記事項

- ・作業日は、市民等の通行の妨げとなるため、施設休館日とする。
- ・交換する部品は、上記製品とする。
- ・交換に使用する部品は、全て新品であること。
- ・作業後、機器が正常に動作していることを確認すること。
- ・作業により、交換する等取り外された部品等については、受注者の責任において適切に処分すること。
- ・引渡しの日から 1 年間、修繕目的物の破損又は異常につき、災害その他修繕請負者の責めに基かない事由による場合を除き担保責任を負うものとする。
- ・本仕様書に明記されていない事項または内容について疑義が生じた場合は、事業担当と協議し、その指示に従うものとする。

7 事業担当

危機管理室危機管理課 成見・植田

住所 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 5 階

電話番号 06-6208-9686

施設設備等故障(事故)報告書

No. 危 240612

令和 06年 6月 12日 (水)

<不具合設備> [施設名] あべのフォルサ (共用・消防・防災・職員・プール・危機管理室)

☐建築設備 ☐電気設備 ☐空気調和設備 ☐給排水衛生設備 ☐プール関連設備 ☐消防設備 ☒その他
※該当する□にチェックすること

<報告>

対処方法 ☒アズビル ☐業者 その他(共用・消防・防災・職員・プール) 報告者 アズビル(株) 田嶋

(状況)	[略図・写真等]
いつ	令和6年6月12日(水)15:00
どこで	地下タンク設備
何が	液面指示計

どうなった	現場指示計及び計量棒による実測値と液面指示計との値の相違を確認。				
	日時	液面指示計	現場指示計	計量棒による実測	サービスタンク貯蔵量(参考)
	2023/12/28				1900
	2024/1/31	32.3			1760
	2024/2/14	32.0	32.2	32.4	1640
	2024/2/22	31.5			1640
	2024/3/1	31.0			1640
	2024/5/2	30.7			1640
	2024/5/23	30.0			1570
	2024/6/12	30.0	32.3	32.4	1490
	期間中の差	2.3	-0.1	0.0	410
	単位	(kL)	(kL)	(kL)	(L)

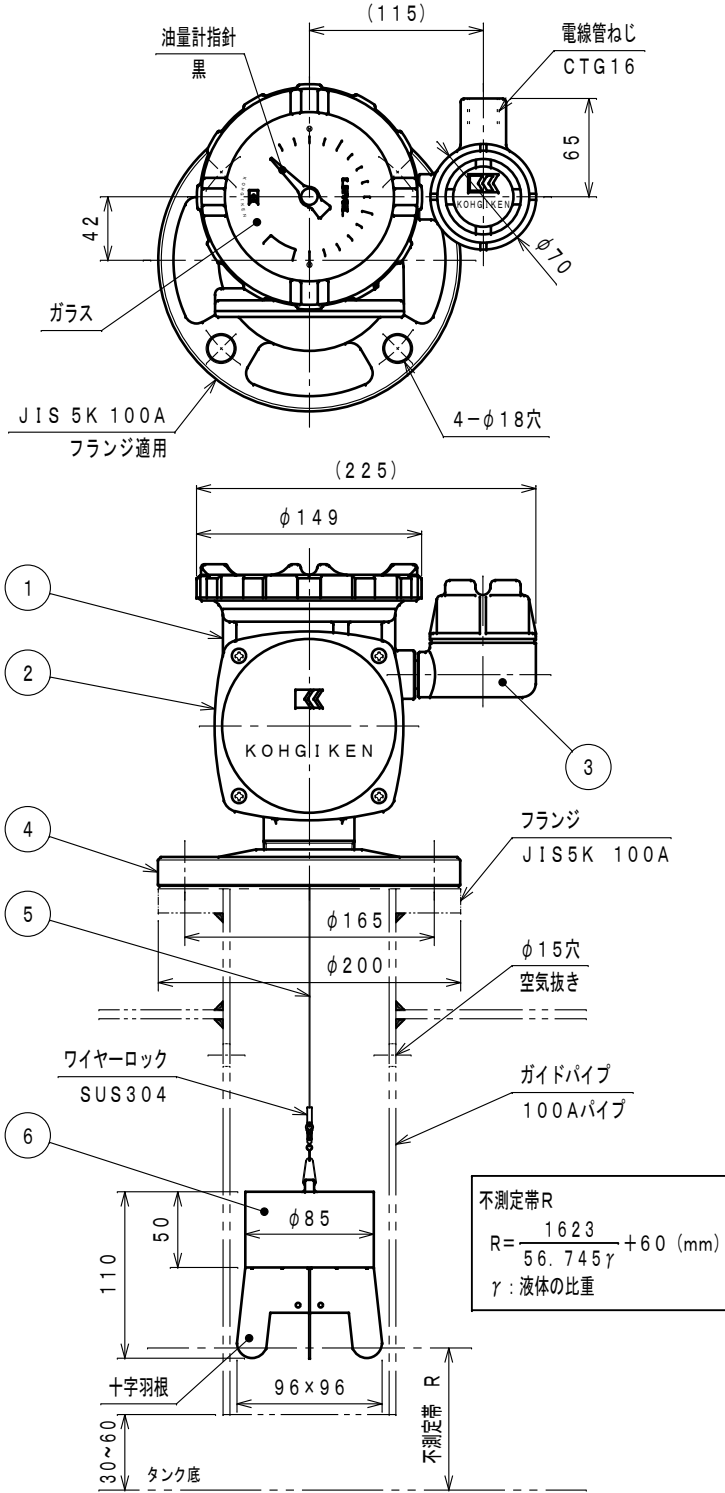
[不良機器のメーカー名・形式]		製造者	(株)工技研究所
品名	DL-41型 2019年7月		
型式	システム名:ELM-2A1-4100		
	製番:64M0252		
[対処] ☐ 当日実施 ☐ 後日実施 (月 日)			
[決果] ☐ 復旧 ☐ 未復旧			
☐ 静観 ☐ 即日対応 ☐ 今期対応 ☐ 来期対応			
【修理依頼業者名】			
【担当者・連絡先】			

【原因】 ☐設備劣化☐部品・機器劣化☐不的確な使用によるもの ☒不明【処置の必要性】
液面指示計の調整または交換

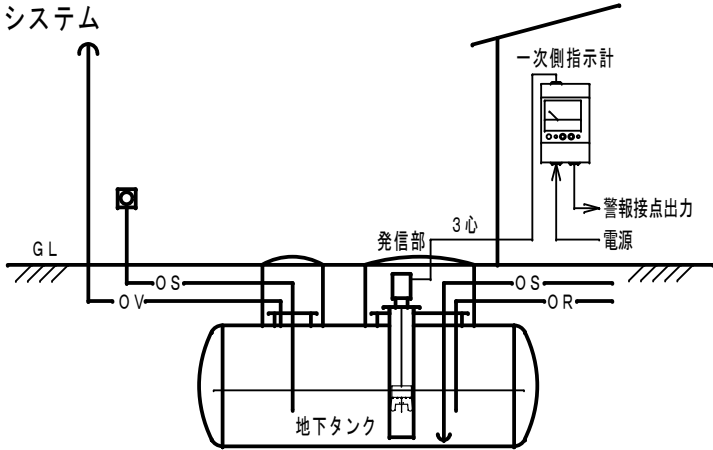
その他
2023/12/28以降、発電機用サービスタンクに補給は行っていない。
したがって、地下タンクの油貯蔵量は減少しない。
実際に現場指示値及び計量棒による実測値は変化していない。
しかし、液面指示値の指示値は減少しており、
適切な貯蔵量(液面高さ)を測定できなくなっていることが確認された。



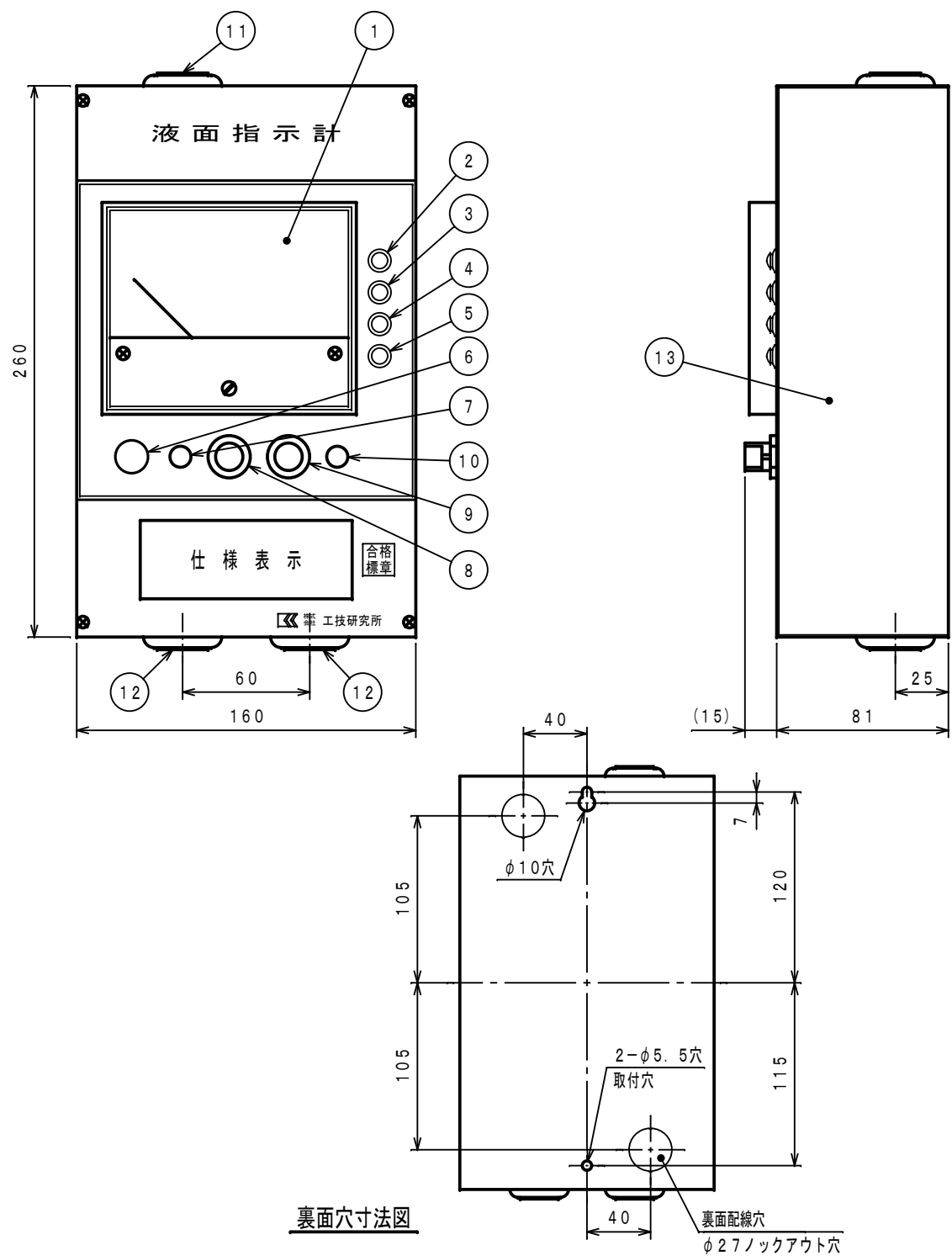
■ 発信部（現場指示計付）／ELM-2A1（タンク頂部設置）



■ システム

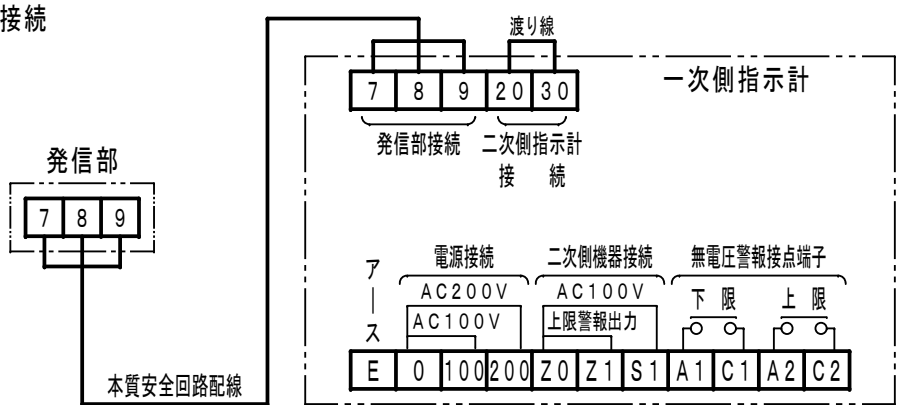


■ 一次側指示計／DL-41（屋内壁取付）



裏面寸法図

■ 接続



38-6236352000		
番号	名 称	規格, 材質, 処理 等
1	発信部ケース	ADC12 シルバー焼付塗装
2	本 体	ADC12 シルバー焼付塗装
3	防滴端子箱	ADC12 シルバー焼付塗装
4	フランジ	ADC12 シルバー焼付塗装
5	ワイヤー	SUS304 φ0.54
6	フロート	SUS304
1	容量指示メータ	アナログメータ
2	調 整 窓	ゼロ調整
3	調 整 窓	フル調整
4	調 整 窓	上限警報位置調整
5	調 整 窓	下限警報位置調整
6	ヒューズホルダ	JIS C8314 0.5A
7	電源スイッチ	押釦スイッチ (黒)
8	電源ランプ	ネオンランプ (白)
9	警報ランプ	ネオンランプ (赤)
10	ブザー停止スイッチ	押釦スイッチ (赤)
11	発信部配線口	φ27 膜付グロメット付き
12	電源・警報配線口	φ27 膜付グロメット付き
13	本 体	SPCC t1.0 マンセルN7.0

■ 仕様

- 電源：AC100VまたはAC200V 電圧変動率±10%
周波数 47～63Hz
- 消費電力：約7VA
- 使用温度範囲：発信部 -10～40℃（凍結なきこと）
指示計 -10～40℃（結露なきこと）
- 無電圧警報出力接点定格：AC230V 3A
DC 30V 2A（抵抗負荷）
- 本質安全防爆構造：i2G4
- 労検合格番号：第T35151号

■ 工事仕様

- *本質安全回路配線は、混触、誘導防止のため単独の金属管工事を行う。
配線は、導体部公称断面積0.5mm²以上を使用する。
*アースは、D種（第三種）接地工事を行う。

名称：NAME		型式：MODEL		
システム図		ELM-2A1-4100		
日付：DATE 2017.06.30	承認：APPD 白石	検図：CHKD 胡	作成：DRAWN 白石	尺度：SCALE Free
株式会社 工技研究所 KOHGIKEN corp.		図番：DRAWING NO. 363520		

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）地下貯蔵タンク電気式液面計取替修繕委託、以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（危機管理室危機管理課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（危機管理室危機管理課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：06-6208-7388）に報告しなければならない。

(発注者：大阪市 受注者：事業者)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること